

鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画（素案）に対する市民等意見及び市の考え方

<対応記号についての説明>

○：意見等を反映したもの

×：意見等を反映することができなかったもの

△：修正はしないが、検討の参考とするものやその他

第1章 計画の基本的事項

番号	項	意見・質問等の概要	対応	市の考え方
1	p1	<p>1-1 計画の目的</p> <p>「・・・6%削減することを約束しています。」の後に「現状は約8%増で約束達成が困難である。」旨を追記する。</p>	○	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「しかし、わが国における平成17（2005）年度の温室効果ガス排出量は、平成2（1990）年度に比べて7.8%増加し、目標達成に向けて、早急な対策が求められています。」を追記しました。</p>

第2章 地球温暖化問題の概要

番号	項	意見・質問等の概要	対応	市の考え方
1	p9	<p>2-2 地球温暖化の影響</p> <p>（2）日本における地球温暖化の影響の予測結果</p> <p>鎌倉市は沿岸地区があるので、海面上昇による影響を示した防災マップ等があればその内容を追記する。</p>	×	<p>鎌倉市では、地震等の災害に伴う津波の浸水予想区域を示した鎌倉市防災マップを作成していますが、地球温暖化の影響による海面上昇を想定したものではありません。</p>
2	p12	<p>（3）鎌倉市における影響</p> <p>オスのツマグロヒョウモンの写真が掲載されているが、名前の由来になったのは、ハネのツマが黒いメスである。</p>	○	<p>オスのツマグロヒョウモンにも後翅のヘリが黒いという特徴がありますが、ご意見のとおり、ツマグロヒョウモンの特徴が目立つメスの写真を掲載しました。</p>

第4章 温室効果ガスの排出状況

番号	項	意見・質問等の概要	対応	市の考え方
1	p27	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">4-3 二酸化炭素排出量の現状</p> 鎌倉市における過去の温室効果ガス排出量の推移、特に平成15(2003)年度から平成17(2005)年度にかけて減少している要因について説明が必要でないか。	○	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「工場等部門、オフィスビル等部門、家庭部門における平成17(2005)年度の二酸化炭素排出量が、平成15(2003)年度に比べ減少したのは、平成15(2003)年に、福島第一原子力発電所において、格納容器漏洩検査による運転停止など原子力発電の稼働率が低下したことにより、電力使用における二酸化炭素排出係数が平成17(2005)年より高かったことが原因の一つと推測されます。」「自動車等部門における平成17(2005)年度の二酸化炭素排出量が平成15(2003)年度に比べ増加したのは、自動車用燃料の使用量増加、自動車保有台数の増加が原因として推測されます。」「廃棄物等部門における平成17(2005)年度の二酸化炭素排出量が平成15(2003)年度に比べ減少したのは、容器包装プラスチックの分別回収が全市域に拡大したことにより、廃プラスチック焼却量の減少につながったことが要因です。」を追記しました。</p>
2	p27	平成15(2003)年度と平成17(2005)年度の鎌倉市における部門別温室効果ガス排出量を比べると、自動車等部門だけが増加しているので、自動車税の軽減、パークアンドライドの推進や市内への自動車の乗り入れ規制、料金を課すことを検討する。	△	<p>自動車の利用に関する取組については、第6章目標達成のための行政の取組の中で、鉄道、バス等の公共交通機関の利用促進、パークアンドライドや鎌倉フリー環境手形等の施策を進めてまいります。</p>

第5章 温室効果ガスの削減目標

番号	項	意見・質問等の概要	対応	市の考え方
1	p30 ～ p31	<p>5-2 温室効果ガスの削減目標</p> <p>5-3 削減目標の内訳</p> <p>21.9%削減という数値目標の根拠を示す必要があるのではないか。</p>	○	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「京都議定書に基づき策定された、京都議定書目標達成計画では、部門別、ガス種類別に削減率が定められており、鎌倉市ではそれと同等の削減を目指します。」と「京都議定書目標達成計画に基づき、平成 22(2010)年度の目標値を推計した結果、各部門が削減すべき温室効果ガス量は以下のとおりとなっています。目標達成計画の削減率が部門毎に違うため、部門ごとの削減量に差がでています。」を追記しました。</p>
2	p30	<p>目標年度である平成 22(2010)年度が迫っているため、早急にそれ以降の計画を作成する必要がある。</p>	△	<p>平成 22(2010)年度以降の目標値等の設定については、国、県の動向やそれまでの本市における取組の成果や課題を踏まえて設定するものとします。</p>

第6章 目標達成のために

番号	項	意見・質問等の概要	対応	市の考え方
1	p33 ～ P34	<u>6-2 施策の体系</u> 各実施主体による施策が目標値に対してどれくらいの寄与度をもつのか示す必要がある。	△	部門ごとの温室効果ガス排出量を把握することで、各主体の取組の成果を進行管理してまいります。
2	p33	二酸化炭素を大量に発生させる火災の予防についての項目を追記する。	×	火災予防に関する取組については、防災の観点から取り組みを進めてまいります。
3	p35 ～ p36	<u>6-3 各主体の取組</u> (1)市民の取組【家庭での取組】 優先順位を考慮し、まず、エネルギーに依存しない生活や行動を心がけ、その次になるべくエネルギーを使わない設計構造の住宅を、そして省エネ機器の選択を考え実施するという順番に変更する。 省エネルギー型の機器の選択 省エネルギー行動の実践 住宅の省エネルギー化 ↓ 省エネルギー行動の実践 住宅の省エネルギー化 省エネルギー型の機器の選択	○	ご意見のとおり、順番を変更しました。
4	p35	<u>省エネルギー行動の実践</u> 空調機とあるが「エアコン」のほうがわかりやすい。	○	ご意見の趣旨を踏まえ、「空調機」を「空調機（エアコン）」に変更しました。

5	p36	<p><u>住宅の省エネルギー化</u></p> <p>優先順位を考慮し、まず、エネルギーに依存しない生活を心がけ、その次に太陽光や太陽熱など未利用エネルギーシステム導入を検討するため、順番を入れ替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅を新築、改築するときなどは太陽光発電システムや太陽熱温水器などの自然エネルギーの導入に努めます。 ・カーテンやブラインド、すだれなどを上手に活用し、冷暖房効果を高めるよう心がけます。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーテンやブラインド、すだれなどを上手に活用し、冷暖房効果を高めるよう心がけます。 ・住宅を新築、改築するときなどは太陽光発電システムや太陽熱温水器などの自然エネルギーの導入に努めます。 	○	ご意見のとおり、修正しました。
6	p36	住宅の改修時（高断熱化）に係る助成金制度を創設する。	△	現在、住宅の高断熱化等に対する助成制度はありませんが、今後検討してまいります。
7	p36	<p><u>省エネルギー型の機器の選択</u></p> <p>冷暖房機器の選択についての取組が抜けているため、「冷暖房においては、効率のよい高効率ヒートポンプ空調機の導入に努めます。」を追記する。</p>	○	ご意見のとおり、「冷暖房においては、効率のよい高効率ヒートポンプ空調機（エアコン）の導入に努めます。」を追記しました。

8	p41 ～ p43	<p>(2)事業者の取組</p> <p>【工場・オフィス・商店等での取組】</p> <p>優先順位を考慮し、まず、エネルギーに依存しない仕組みづくりや活動を行う。その次にエネルギーに依存せず、未利用エネルギーなどを利用できる建物構造を、そして空調や給湯など汎用機器において省エネルギー機器の選択を考える。その次に、工場における製造工程から販売までにおけるコアな部分について行い、最後にCSR、企業PRの観点から自然エネルギーや環境教育に取り組むという順番に変更する。</p> <p><u>自然エネルギーの活用</u> <u>省エネルギーを推進するための仕組み</u> <u>生産工程の省エネルギー化</u> <u>環境負荷の少ない製品の開発や製造・販売</u></p> <p><u>省エネルギー型機器の導入・選択</u> <u>オフィス等における省エネルギー行動</u> <u>省エネ・新エネルギー型の建物</u> <u>環境教育の実施</u></p> <p>↓</p> <p><u>省エネルギーを推進するための仕組み</u> <u>オフィス等における省エネルギー行動</u> <u>省エネ・新エネルギー型の建物</u> <u>省エネルギー型機器の導入・選択</u> <u>生産工程の省エネルギー化</u> <u>環境負荷の少ない製品の開発や製造・販売</u></p> <p><u>自然エネルギーの活用</u> <u>環境教育の実施</u></p>	○	ご意見のとおり、修正しました。
---	-----------------	---	---	-----------------

9	p41	<u>省エネルギーを推進するための仕組み</u> 事業者に取得を推進している I S O 14001 を鎌倉市は取得していますか。	△	鎌倉市では、I S O14001 は取得していませんが、平成 16 年度より環境省が策定したエコアクション 21 に準拠する形で、環境マネジメントシステムに取り組んでいます。
10	p41	<u>オフィス等における省エネルギー活動</u> 暖房は 20℃程度を目安に設定するとあるが、多くの事業者が 18℃から 19℃に設定している。	×	暖房の使用時には、なるべく低く温度を設定することが地球温暖化対策には重要ですが、20℃という数値はあくまでも目安の数値です。
11	p41	<u>省エネルギー型機器の導入・選択</u> コージェネレーションについては、使用する燃料や排熱利用の状況によって既存のシステムと比較してエネルギー消費や二酸化炭素の排出量が増えてしまう場合もある。特に排熱の利用率には十分注意が必要であるため、「排熱を有効的に利用した高効率コージェネレーションの導入に努める。」と修正する。 事業所で使用される空調のエネルギーも大きいため、「高効率ヒートポンプ空調機や蓄熱式空調システムの導入を促進する。」を追記する。	○	ご意見のとおり、「コージェネレーションや高効率給湯器の導入に努めます。」を「空調や給湯において、蓄熱式空調システムなど高効率ヒートポンプ空調機(エアコン)や高効率ヒートポンプ給湯器の導入に努めます。」と「排熱を有効的に利用した高効率コージェネレーションの導入に努めます。」に修正、追記しました。
12	p42	<u>環境教育の実施</u> 各地区、各分野の環境責任者の選任が、自覚を与える上で重要。	△	かまくら環境保全推進会議（地域協議会）において、プロジェクトの中で検討してまいります。
13	p43	【ごみの発生抑制】 <u>紙類ごみの減量化</u> 紙類を需要以上に印刷し、旧様式や前年度の資料等を大量廃棄することがないように、計画性をもって印刷発注する。	△	廃棄物の減量化、資源化に向けて、市内の事業者引き続き働きかけを行っていくとともに、本市の事務事業においても資料等の計画的な印刷発注に努めていきます。

14	p43	<p>【環境意識の基盤づくり】 <u>情報の公開</u></p> <p>横浜市では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において、事業者には温室効果ガス排出量の報告を求めています。鎌倉市はこのような制度がありますか。</p>	△	<p>鎌倉市には、環境省が策定したエコアクション 21 に準拠した環境マネジメントシステムである、かまくらエコアクション 21 という鎌倉市独自の登録制度があり、登録事業者には、毎年二酸化炭素排出量の報告をいただいています。</p>
15	p47	<p>(4)行政の取組</p> <p>【鎌倉市役所エコアクション 21 の推進】</p> <p>計画素案 p 24 の事業者を対象に実施したアンケート調査を見ると、建物の断熱性を高める工夫（断熱材の使用、壁面や屋上の緑化）の取組が他の項目に比べて進んでいない。特に緑化は公共の建物から率先して始めるべきである。また、民間の建物を緑化する際の補助制度を創設する。</p>	○	<p>鎌倉市では、平成 20 年度から本庁舎と市内のいくつかの小中学校の壁面を緑化することについて検討を開始します。</p> <p>また、接道部分にいけがきを設置または樹木を植栽する人に対し、費用の一部を補助しています。</p>
16	P48	<p>【省エネルギー行動】 <u>省エネルギー型のライフスタイル</u></p> <p>コージェネレーションについては、使用する燃料や排熱利用の状況によって既存のシステムと比較してエネルギー消費や二酸化炭素排出量が増えてしまう場合もある。特に排熱の利用率には十分注意が必要であるため、「排熱を有効的に利用した高効率コージェネレーションの導入を促進する。」と修正する。</p> <p>また、事業所で使用される空調のエネルギーも大きいため、高効率ヒートポンプ空調機や蓄熱式空調システムの導入を促進することを追記する。</p>	△	<p>ご意見のとおり、「コージェネレーションや高効率給湯器の導入に努めます。」を「空調や給湯において、蓄熱式空調システムなど高効率ヒートポンプ空調機(エアコン)や高効率ヒートポンプ給湯器の導入を促進します。」と「排熱を有効的に利用した高効率コージェネレーションの導入を促進します。」へ修正、追記しました。</p>
17	p48	<p>新規事業者に対し、環境関連法令及び条例をよく説明し、環境対策に積極的に取り組んでもらう。</p>	△	<p>今後も、事業者に対して環境関連法令の説明等、積極的な環境対策への取組を働きかけていきます。</p>

18	p49	【緑地保全・緑化】 森林管理のためにレンジャーを育成する。	△	レンジャーについては、緑の基本計画に沿って、市民との連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャーの育成に引き続き努めていきます。
19	p49	地球温暖化対策に向けて、鎌倉市の貴重な資源である緑地の保全、緑化の推進のために、森林を伐採してマンションや宅地に開発しようとしている事業者が得られるであろう利益相当額で、市が開発する権利を買い取る、開発権の買取制度を導入する。 また、開発規制関連条例について他の自治体と相互協定を結び、他県・他市からの開発申請をしたものに対して鎌倉市の開発規制関連の条例を遵守させるなど、税金・法律の面でサポートする。	△	今後も緑の基本計画に沿って、緑地を確保していくとともに、市民・企業等とも連携した市街地の緑化により、都市環境負荷の調節につながる緑のネットワークの形成を図ります。 他の自治体との相互協定について、他県・他市の事業者にかかわらず、鎌倉市内において開発をする際には、鎌倉市の開発に関連した条例を遵守する必要があります。

第7章 推進体制と進行管理

番号	項	意見・質問等の概要	対応	市の考え方
1	p51 ～ p52	7-1 推進体制 定年退職した人材を活用し、環境対策プロジェクトチームを組織するとともに、「環境対策推進管理者」（仮称）を市が認定する。 市が指定した工場、オフィス、商店、住宅、公共施設の所有者から、環境対策状況の申告書を提出してもらい、環境への貢献度を点数化してデータベース化する。 「環境対策推進管理者」は、環境対策の申告書どおり環境対策が実施されているかを調査し、環境対策が進んでいる事業所、団体を優良環境対策事業所として認定し、市民に公表しPRする。	△	かまくら環境保全推進会議（地域協議会）において、プロジェクトの中で検討してまいります。
2	p52	鎌倉市の「3R推進事業」のように、「エコライフ推進事業」といった活動を企画すれば、町内会でも取り組みやすい。		

計画全体・その他

番号	項	意見・質問等の概要	対応	市の考え方
1	全体	<p>地球温暖化問題の概要、鎌倉市の地域特性、温室効果ガスの排出状況、削減目標等について触れており、目標達成のための市民、事業者、滞在者、市の役割を詳しく記述し、よく出来ている。</p> <p>また、写真、図版、グラフなども効果的に配置されている。</p> <p>温室効果ガスの削減目標を高く設定していることは良い。</p>	△	<p>目標達成に向けて、本計画の普及・啓発に努めてまいります。</p>
2	その他	<p>体に優しいものは環境にもいいものなので、体に優しい製品の普及が必要である。</p>	△	<p>今後、関係課との調整を図りながら、検討してまいります。</p>